

売店運営及び自動販売機設置事業者 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

売店運営等事業所選定委員会（以下「委員会」という）では、患者はじめ市立横手病院の利用者等のサービス向上と職員の福利厚生の実現を図ることを目的とし、売店の運営、自動販売機の設置及び管理運営を行う者（以下「事業者」という）を公募型プロポーザルにより選定するため、必要な手続き等を定める。

2 募集内容

市立横手病院における次の①②について、運営等を併せて行う事業者を募集する。

- ①売店の運営
- ②自動販売機の設置及び管理

3 提示条件

(1) 契約期間

令和元年8月1日（2019年8月1日）から令和4年3月31日（2022年3月31日）を予定。ただし、令和元年については、実施設計協議、実際の営業については、工事終了後の令和4年度からとなる。

(2) 契約形態

賃貸借契約とする

(3) 賃貸借料等

① 賃貸借料

賃貸借料は、横手市病院事業行政財産使用規程を基に営業開始月から起算して使用面積等に応じ1年ごとに決定する。

② 光熱水費等

実費負担とする。

4 選定までのスケジュール

- (1) 6月24日（月） 実施要領・仕様書の配布開始
- (2) 7月1日（月） 参加申込書の締め切り
- (3) 7月8日（月） 質問書の締め切り
- (4) 7月19日（金） 企画提案書の締め切り
- (5) 7月下旬 プレゼンテーション・ヒアリング
- (6) 7月下旬 選考結果公表

5 市立横手病院の概要 (2019.3.31 現在)

(1) 名称及び所在地

市立横手病院 秋田県横手市根岸町5番31号

(2) 稼働病床数 225床(一般病床) 4床(感染症病床)

(3) 患者数 外来 平均637.6人/日、入院 平均170.0/日

(4) 外来休診日 土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12/29~1/3)

(5) 職員数 455人

(その他、清掃・給食等委託業者職員、見舞い客、近隣施設職員などあり)

(6) 面会時間 午前11:00~午後1:00 午後4:00~午後8:30

(7) 市立横手病院施設整備事業について、令和2~3年度の2か年で実施予定。売店・イートインコーナーについては、令和3年度の5月以降を予定している。

6 売店及び自動販売機の概要

(1) 売店

内 容 市立横手病院来院者及び職員等を対象に売店運営を行う。

設置場所 秋田県横手市根岸町5番31号 市立横手病院1階

面積 ・店舗 約81.54㎡・イートインコーナー 37.14㎡・倉庫 8.81㎡

(詳細は、別添参考資料を参照)

※費用負担等は、【費用経費負担区分表】に記載

(2) 自動販売機

内 容 飲料等の自動販売機の設置及び管理を行う。

マスク自動販売機は設置済、貸与とする。

① 飲料等自動販売機

売店横、イートインコーナーに設置。その他、病棟等に設置のものについては病院職員労働組合の管轄とする。

② マスク自動販売機

正面入口、公園口入口に設置済(無償貸与とする)

※自動販売機の設置台数及び種類、設置場所については提案内容について、協議により変更できるものとする。

※費用負担等は、【費用経費負担区分表】に記載

7 企画提案に関する条件

運営管理等に関する条件は、「売店運営及び自動販売機設置仕様書」による。

8 事業者の選定方法

(1) 選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

(2) プロポーザルに参加しようとする者は、別に定める書類を提出すること。

(3) 選定委員会において企画提案内容についての書面審査、プレゼンテーション、ヒアリングに基づいて、第1交渉事業者を選定する。この選定内容、評点を参考に院内施設整備推進委員会及び管理者会議において契約候補者を選定する。

(4) 参加者が1者又は無い場合は、選考全般に及ぶ事項について、院内施設整備推進委員会及び管理者会議に諮ることとし、決定事項については、参加者へ別途通知する。

9 参加資格要件

次の要件を満たす者に限り、参加することができる。

- (1) 過去2年間、食品衛生法等関連法令に違反したとして行政処分を受けたことが無い者
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始申し立て又は民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (3) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者に該当しない者
- (4) 秋田県暴力団排除条例第2条第1項第1号第2号及び第4号の規程に該当または関連しない者

10 参加及び企画提案の申込み

(1) 参加申込

① 提出書類【各1部】

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社（業務）調書（様式第2号）
- ウ 発行後1年以内の商業登記簿謄本（法人の場合）
- エ 発行後1年以内の身分証明書（個人事業主の場合）

② 提出期間

令和元年6月24日（月）から7月1日（月）の平日午前9時から午後5時まで。

③ 提出方法

持参もしくは郵送により提出すること、郵送の場合は、提出期限日の午後5時まで必着とする。参加申込書類を期限までに提出していない場合は、企画提案書類を提出できない。

④ 提出先

後段記載の事務局まで提出すること。

11 質問事項への対応

(1) 質問票の提出

参加申込書又は企画提案書の提出にあたり質問がある場合は、様式第4号の質問票により、電子メール又はFAXにて提出すること。

提出期間 令和元年7月1日（月）から7月8日（月）まで
平日午前9時から午後5時まで

回 答 随時、質問者及び申込者全体に対し、電子メール又はFAXで回答を行う。

(2) 問い合わせ及び提出先

後段記載の事務局まで提出すること。

(3) 質問票の情報共有

提出された質問票のうち、情報共有が必要であると判断されたものについては、参加者（参加予定者を含む）に電子メール又はFAXで通知する。

(4) 質問に対する回答

令和元年7月12日（金）までに回答する。ただし、内容により回答期限を過ぎる場合もある。

12 企画提案書作成上の注意

- (1) 企画提案書の企画は、A4版とすること。
- (2) 企画提案書については、要点を簡潔に記載すること。

- (3) 提出された資料は返却しない。また、企画提案書や必要書類の作成・提出に係る費用は、企画提案者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的に使用しないが、選考を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

13 企画提案書の審査及び結果の通知

(1) 決定方法等

選定委員会において企画提案内容についての書面審査、プレゼンテーション・ヒアリングに基づいて最優秀提案事業者を選定する。この選定内容、評点等を参考に院内の管理者会議において契約候補者を選定する。

プレゼンテーション・ヒアリングの詳細スケジュールは、追って連絡する。

【評価の基準】

評価項目	評価の視点	配点
経営状況	経営の安定性	5点
営業実績	営業の実績	5点
運営方針	店舗の運営方針、従業員体制	5点
店舗等での配慮	衛生面、安全面への配慮	5点
勤務体制	現売店職員の編入、配置人員等	5点
営業日と営業時間	売店の営業日と営業時間	5点
売店の運営	品揃え、価格	15点
	レイアウト、利用者配慮	15点
自動販売機の運営	品揃え、価格、社会貢献的配慮など	10点
	レイアウト、利用者配慮	10点
自由提案	自主的に行おうとするサービスなど	20点
合計		100点

(2) 審査結果の通知

7月下旬に企画審査参加者へ審査結果を通知する。また、事情により変更する場合については追って、参加者へ連絡する。

14 審査結果の公表

本要領 13(1)において決定した選考結果について、当院ホームページで公開する。公開する内容は、最優秀提案事業者の氏名と参加者数とする。

15 失格事由

次の場合失格となり、事業者の内定もしくは参加を取り消す。

- ① 提出した書類に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
- ② 著しく社会的信用を損なう行為等により事業者にふさわしくないと判断した場合
- ③ 選定委員会委員へ不適切な接触をした場合
- ④ 他の提案者とこの募集について提案内容や意思の相談を行った場合
- ⑤ 事業者選定終了までの間に他の提案者に対して応募提案内容を意図的に開示した場合

16 事務局

参加申込書類、企画提案書類、質問票の提出は、下記へ行うこと

〒013-8602

秋田県横手市根岸町5番31号

市立横手病院 総務課 市立横手病院売店等選定委員会事務局

担当 柿崎 正行

電話 0182-(32)-5001 内線 620

FAX 0182-(36)-1782

メールアドレス yokote-byoin@city.yokote.lg.jp